

《様式2》

第22回鳥取さわやか車いすマラソン&湖山池ハーフマラソン大会競技規則

- 1 本大会は、日本陸上競技連盟・日本身体障害者陸上競技連盟及び本大会の競技規則に則って運営する。
- 2 本大会はハーフマラソンとショート種目（5 Km、3 Km、1 Km、500 m）を実施する。
- 3 各種目のスタート時間は次の通りとする。
 - ①ハーフマラソン 車いす 10:00 ランナー 10:15
 - ②500 m車いす 女子 10:05 男子 10:07
 - ③1 Km 女子 10:20 男子 10:22
 - ④3 Km 車いす 10:35 女男 10:40
 - ⑤5 Km 女子 10:45 男子 10:47
- 4 競技者の招集について
 - ①受付でナンバーカードを渡す事により、第1回目の出場確認とする。
 - ②最終出場確認は、スタート後50 m付近に用意されたライン通過を最終出場確認とする。
 - ③車いす500 mは、スタート時に競技役員が最終出場確認をする。
 - ④スタート時間に遅れた競技者の出場は認めない。
- 5 競技者は、スタートラインからフィニッシュラインまで、コース内の決められた走路を走行する。
- 6 競技者は、走行中に他の競技者の走行を故意に妨害した場合は、失格とする。
- 7 競技者は、競技役員及び警察官の指示に従うこと。
- 8 競技者は、競技役員から競技中止を命じられたときは、直ちに競技を中止しなければならない。
- 9 関門及びフィニッシュ制限時間を次の通りもうける。
 - ①車いすハーフマラソン（制限時間概2時間）
 - ②ランナーハーフマラソン（制限時間3時間）
5 Km 10:55 10 Km 11:35 15 Km 12:20 20 Km 13:05
 - ③5 Km フィニッシュ制限時間 概11:25
 - ④3 Km フィニッシュ制限時間 概11:10
 - ⑤1000 m フィニッシュ制限時間 概10:35
 - ⑥500 m フィニッシュ制限時間 概10:25制限時間を超えて競技役員から中止の指示を受けたら、ただちに競技を中止するものとする。
- 10 給水は次の通りとする。
 - ①ハーフマラソンの部
5 Km、10 Km、14 Km、16 Km、20 Km 付近に設ける。（スペシャルは受け付けない）
 - ②ショート種目には特別な給水所は設けない。3 Km、5 Km については、ハーフマラソン10 Km 付近の給水所を利用してもよい。
 - ③フィニッシュ後は、全員に飲み物を用意する。
 - ④車いす種目に出場する競技者は、飲食物を携行することができる。
 - ⑤競技者は、主催者が用意した場所以外で飲食物を受け取った場合は失格とする。
- 11 車いすハーフマラソン出場者はヘルメットを着用しなければならない。
- 12 車いす競技者が走行中に転倒した場合は、競技役員及び警察官による介助のみ受けられるものとする。しかし、競技者に有利になるような介助を受けてはならない。
- 13 競技中における車いすのトラブル（パンク、シャフトの破損等）は、競技者自身が解決するものについてののみ、これを認める。
- 14 車いすハーフマラソンのクラス分けについては、別表のクラス分け表に則って自己申告とする。
- 15 車いす（レーサー）に関する規定
 - ①車いすは、少なくとも大輪2つ小輪1つからなるものとする。
 - ②電動及び力学的に有利になるギアやレバーを取り付けることは認めない。
 - ③ハンドリムは、2つの大輪にそれぞれ1つのみ認める。ただし、大会事務局が、片手駆動のものが必要と認めた場合にはこの限りではない。* その他詳細は、国際車いす・切断者スポーツ連盟競技規則を満たした車とする。